

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚・大型魚）、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 くろまぐろ（小型魚）（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

61.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|--------------|--------|
| くろまぐろ（小型魚）漁業 | 58.5トン |
| 県留保枠 | 3.0トン |

第2 くろまぐろ（大型魚）（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

22.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|--------------|--------|
| くろまぐろ（大型魚）漁業 | 21.5トン |
| 県留保枠 | 1.1トン |

第3 すけとうだら太平洋系群（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|-------------|------|
| 宮城県すけとうだら漁業 | 現行水準 |

第4 するめいか（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|------------|------|
| 宮城県するめいか漁業 | 現行水準 |